

令和6年9月6日（金）

1 日 目

（条例・補正予算等上程審議、質疑・討論・一部採決、委員会付託）
（令和5年度決算上程審議）

令和6年9月6日～9月24日

町議会定例会会議録

令和6年9月6日第4回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	第4番 田崎 幸夫
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 諏訪 満里
書記（主査） 山崎 圭美

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽	代表監査委員	舘野 治信

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について（町道に係る事故の和解に関する専決処分）
- 日程第4 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について（町道に係る事故の和解に関する専決処分）
- 日程第5 報告第9号 令和5年度上三川町一般会計継続費の精算報告について
- 日程第6 報告第10号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第7 報告第11号 公益財団法人上三川町農業公社の経営状況について
- 日程第8 議案第48号 町長の専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上三川町一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分）
- 日程第9 議案第49号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第50号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第51号 工事請負契約の締結について（庁舎内部大規模改修工事）
- 日程第12 議案第52号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事）
- 日程第13 議案第53号 上三川町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第54号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第15 議案第55号 上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第56号 令和6年度上三川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第57号 令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第58号 令和6年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第59号 令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第60号 令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第61号 令和5年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第62号 令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第63号 令和5年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第64号 令和5年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第65号 令和5年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第66号 令和5年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第27 議案第67号 令和5年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につ

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立ください。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

令和6年第4回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、令和5年度決算を審議し、行政のチェック機関としての議会の大変重要な会議であります。議員各位には、慎重かつ町民目線での審議を十分に尽くされ、町民の負託に応えられますよう期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

それでは、ただ今から令和6年第4回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が大変暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただ今出席している議員は14人です。

○議長【稲川 洋君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【大山光夫君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が令和6年5月分から7月分までの3カ月及び令和6年7月に実施された財政援助団体等監査結果報告書が提出されております。

また、組合議会関係では、令和6年第2回石橋地区消防組合会議臨時会審議結果及び令和6年第2回小山広域保健衛生組合会議臨時会議審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【稲川 洋君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

それでは、日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、7番・志鳥勝則君、8番・海老原友子君を指名いたします。

○議長【稲川 洋君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。8番、海老原友子君。

(8番・議会運営委員長 海老原友子君 登壇)

○8番・議会運営委員長【海老原友子君】 本日招集されました令和6年第4回町議会定例会の会期・

運営につきまして、議長より諮問され、8月6日及び8月27日に議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告5件、議案20件で、一般質問通告者は8人でありませぬ。

会期につきましては、本日9月6日から9月24日までの19日間といたしました。

1日目の本日は、会期の決定後、議案の全てを上程し、議案第48号からの町長専決処分の承認について及び議案第56号から議案第60号までの補正予算については、委員会付託を省き、提案理由を説明後、全体質疑・討論を行い、本日採決を願います。

議案第49号及び議案第50号につきましては、人事案件のため、提案理由の説明後、質疑・討論を省き、採決をお願いいたします。

議案第51号から議案第55号までについては、提案理由説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

議案第61号から議案第67号までの各会計決算の認定については、提案理由の説明後、全体質疑を行い、議会の運営に関する要綱第26条の定義に基づき決算特別委員会を設置し、3日間の予定で審査をお願いいたします。

なお、決算特別委員会の委員につきましては、各常任委員会から3人を選考していただき、副議長を加え、計7人をお願いしたいということで、議会運営委員会において決定をいたしました。本会議の中で委員会設置の際に議長からお諮りいただきたいと思ひます。

2日目、3日目は休会といたします。

4日目、5日目は一般質問をくじで決定した順番により8人が行ひます。4日目、4人、5日目、4人といたしました。

6日目は休会とし、7日目、8日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

なお、委員会の開会は午前9時でお願いいたします。

9日目、10日目、11日目は休会とし、12日目から14日目は決算特別委員会を開き、令和5年度決算の審査をお願いいたします。

なお、決算特別委員会の開会は午前9時で願ひます。

15日から18日までは休会といたしますが、15日目におきましては各委員会の審査結果報告書の作成日といたしましたので、常任委員会委員長及び決算特別委員長は報告書の取りまとめをお願いしませぬ。

19日目を最終日として、各委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行い、全議案を議了としたいと思ひます。

また、最終日には、総務文教常任委員会の視察研修結果報告並びに広報委員会等の研修に係る議員派遣及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査に対し採決をお願いしませぬ。

なお、諸般の都合で日程に変化があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【稲川 洋君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から24日までの19日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から24日までの19日間と決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第3、報告第7号「議会の委任による専決処分報告について(町道に係る事故の和解に関する専決処分)」から、日程第7、報告第11号「公益財団法人上三川町農業公社の経営状況について」までの5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました報告第7号から報告第11号までを一括説明いたします。

報告第7号「議会の委任による専決処分報告について」、御説明いたします。

令和6年5月13日午後7時30分頃、上三川町大字西汗128番2地先における町道1-21号線の道路舗装の破損により相手方自動車のタイヤを損傷させたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により指定された町長の専決処分事項に基づき、事故についての和解を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、報告第8号の「議会の委任による専決処分報告について」につきましては、令和6年5月13日午後11時30分頃、上三川町大字西汗128番2地先における町道1-21号線の道路舗装の破損により相手方自動車のタイヤを損傷させたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により指定された町長の専決処分事項に基づき、事故についての和解を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、報告第9号「令和5年度上三川町一般会計継続費の精算報告について」につきましては、令和4年度及び令和5年度の2カ年事業として継続費を設定し、実施しました庁舎・設備維持修繕事業及びプレハブ冷凍庫・コンテナ洗浄機等改修事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告するものでございます。

庁舎・設備維持修繕事業につきましては、全体計画として事業費1億9,069万6,000円、実績として事業費1億8,162万1,220円で、全体計画に対する実績は907万4,780円の減となりました。年割額、支出済額及び財産につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、プレハブ冷凍庫・コンテナ洗浄機等改修事業につきましては、全体計画として総事業費5,083万9,000円、実績として総事業費4,620万円で、全体計画に対する実績は463万9,000円の減となりました。年割額、支出済額及び財源につきましては、記載のとおりでございます。

次に、報告第10号「令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断

比率及び資金不足比率を監査委員に審査いただき、その意見を付して議会に報告し、公表することとされておりますので、ここに報告するものでございます。

健全化判断比率につきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がありませんので該当なしとなり、実質公債費比率は7.3%、将来負担比率は充当可能財源等が将来負担額を上回るため、該当なしとなりました。

また、資金不足比率のうち、水道事業会計、下水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれも資金の不足額が生じていないため、該当なしとなりました。

いずれの指標も早期健全化基準又は経営健全化基準を下回っておりますので、本町の財政は健全と言えるものでございます。今後も、これらの指標を踏まえながら健全な財政運営に努めてまいります。

次に、報告第11号「公益財団法人上三川町農業公社の経営状況」につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、上三川町農業公社の経営状況について当該法人の毎事業年度の事業計画及び決算を議会に報告するものでございます。

農業公社の令和5年度の決算額は、経常収益計2,579万5,777円、経常費用計2,622万7,291円でございます。

また、令和6年度の予算額は、経常収益計3,544万1,000円、経常費用計3,587万4,000円でございます。不足額の43万3,000円につきましては、経常外の一般正味財産より補填するものでございます。

農業公社の経営状況についての詳細は、お手元の資料を御覧いただきたいと存じます。

以上で報告第7号から報告第11号までの説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第7号から報告第11号までにつきましては、これをもって終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第8、議案第48号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上三川町一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 星野光利君 登壇）

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第48号「町長の専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

本案件は、令和6年度上三川町一般会計補正予算（第2号）につきまして、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき実施する物価高騰対応定額減税補足給付金事業費につきまして、新たに判明した対象者への給付に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき7月19日付で専決処分を行ったものでございます。

歳入につきましては、国庫補助金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額補正し、歳出につきましては、総務費において物価高騰対応定額減税補足給付金の給付に係る事業費を増額補正いたしました。

この結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,822万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額

を142億6,312万4,000円としたものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第48号「町長の専決処分の承認を求めることについて（令和6年度上三川町一般会計補正予算（第2号）に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第48号は承認することに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第9、議案第49号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第49号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、来る9月30日をもちまして教育委員の関美恵氏が任期満了となるために、後任に上蒲生在住の星真紀子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第49号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第49号は同意することに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第10、議案第50号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第50号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、御説明いたします。

本案件は、現在、本町に置かれている6人の人権擁護委員のうち、篠原光枝氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、その後任に仁平和希氏を推薦するため、人権擁護委員法の規定に基づき、議会に意見を求めるものでございます。

仁平氏は社会的にも信望が厚く、人権擁護について深い理解をお持ちの方でありますので、適任者であると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第50号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 日程第11、議案第51号「工事請負契約の締結について（庁舎内部大規模改修工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第51号「工事請負契約の締結について」、御説明いたします。

本案件は、上三川町しらさぎ1丁目1番地の庁舎内部大規模改修工事を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので、提出するものでございます。

契約の内容は、契約金額20億5,700万円で、契約の相手方は渡辺建設株式会社でございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、

本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については同様の取扱いをお願いいたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第12、議案第52号「工事請負契約の締結について（橋梁補修工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第52号「工事請負契約の締結について」、御説明いたします。

本案件は、上三川町大字梁地内の上梁橋で橋梁補修工事を実施するための工事請負契約で、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので、提出するものでございます。

契約の内容は、契約金額6,468万円で、契約の相手方は株式会社東昭こすもでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第13、議案第53号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第53号「上三川町国民健康保険条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行により国民健康保険法の一部が改正となったことに伴い、本条例を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案につきましても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第14、議案第54号「栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第54号「栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、御説明いたします。

本案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証等が発行されなくなることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となるため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第15、議案第55号「上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第55号の「上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用する法律に条項ずれが生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川 洋君】 日程第16、議案第56号「令和6年度上三川町一般会計補正予算(第3号)」から日程第20、議案第60号「令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算(第1号)までの5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第56号から議案第60号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第56号「令和6年度上三川町一般会計補正予算(第3号)」について御説明いたします。

今回の補正予算は、児童手当の制度改正や新型コロナワクチンの定期接種化など、当初予算に見込むことができなかったもののほか、額の確定した普通交付税や臨時財政対策債、前年度決算に基づく繰越金や基金繰入額等を補正するとともに、今後の財政運営の安定性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入の主なものにつきまして、地方交付税では普通交付税を増額補正いたします。国庫支出金では、児童手当及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額補正いたします。県支出金では、児童手当及び学校・家庭・地域連携協力推進事業を増額補正いたします。繰入金では、特別会計の前年度事務費の確定等により繰入額をそれぞれ増額補正いたします。また、財政調整基金繰入金を減額補正し、生涯学習センター整備基金繰入金を増額補正いたします。繰越金では、令和5年度決算からの繰越金を増額補正いたします。諸収入では、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金について増額補正いたします。町債では、庁舎大規模改修に係る起債額を減額補正する一方、農村地域防災減災事業に係る起債額及び道路新設改良事業に係る起債額を増額補正いたします。

続いて、歳出の主なものについて、総務費ではDX推進事業費について増額補正いたします。また、公共施設等総合管理基金に積立てをいたします。民生費では、児童手当の制度改正により増額補正いたします。衛生費では、新型コロナワクチン定期接種実施のため、増額補正いたします。農林水産業費では、農村地域防災減災事業早期着手のため、増額補正いたします。土木費では、道路整備事業について、緊急性が高い改良工事の早期着手のため、増額補正いたします。消防費では、自主防災組織活動事業における補助金について増額補正いたします。教育費では、ORIGAMIプラザ案内標識看板に係る工事費を増額補正いたします。更に、繰越明許費を第2表のとおり、債務負担行為を第3表のとおり、地方債を第4表のとおり、それぞれ補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に5億4,356万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を148億668万8,000円とするものでございます。

次に、議案第57号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

歳入では、前年度繰越金の確定による増、歳出では、保険給付費等交付金の精算に係る返還による増及び前年度一般会計繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増で、歳入歳出予算の総額に6,339万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を29億6,106万1,000円とするものでございます。

次に、議案第58号「令和6年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

歳入では、前年度繰越金の増、歳出では、前年度事業費の精算に伴う介護給付費準備基金積立金及び国庫負担金等償還金の増などで、歳入歳出予算の総額に2億5,351万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を26億6,151万8,000円とするものでございます。

次に、議案第59号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

歳入では、一般会計繰入金の増及び前年度繰越金の額の確定による増、歳出では、前年度一般会計繰入金の精算に伴う一般会計繰出金の増などで、歳入歳出予算の総額に173万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億8,873万7,000円とするものでございます。

次に、議案第60号「令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

今回の補正は、下水道事業経営戦略改定等業務におきまして令和7年度にかけて実施することとしたため、継続費のみの補正をするものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては各所管課長より説明させていただきますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、議案第56号「令和6年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」につきまして説明させていただきます。

歳入から説明いたしますので、補正予算書の12、13ページを御覧ください。

2の歳入でございます。第10款地方交付税、第1項1目7,927万8,000円の増額は、額の確定によるものでございます。

次に、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金1億5,146万1,000円の増額は、2節児童福祉費負担金で、児童手当の制度改正によるものでございます。次に、第2項国庫補助金、1目総務費補助金3,239万4,000円の増額は、1節総務管理費補助金で、対象となる世帯の増加によるものです。次に、民生費補助金412万1,000円の増額は、主に児童手当制度改正に伴う事務費を見込むものです。次に、4目土木費補助金2,743万6,000円の増額は、主に1節道路橋梁費補助金で、内示額の確定によるものです。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金756万9,000円の増額は、児童

手当の制度改正によるものです。第2項県補助金、6目土木費補助金44万3,000円の増額につきましては、民間住宅耐震診断件数の増加によるものでございます。8目教育費補助金262万4,000円の増額は、主に3節社会教育費補助金で、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の額の確定によるものでございます。

第18款繰入金、第1項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金268万8,000円、2目介護保険事業特別会計繰入金5,283万5,000円、3目後期高齢者医療特別会計繰入金146万円のそれぞれの増額は、前年度の精算によるものです。14ページ、15ページをお開き願います。1目財政調整基金繰入金3億6,553万3,000円の減額は、今回の補正予算に伴う財源調整でございます。6目生涯学習センター整備基金繰入金9,980万1,000円の増額につきましては、生涯学習センター整備基金条例廃止に伴う一般会計への繰入れでございます。

次に、第19款繰越金、第1項1目4億1,260万7,000円の増額は、1節前年度繰越金の額の確定によるものです。

次に、第20款諸収入、第4項雑入、3目4,116万8,000円の増額は、コロナ接種に伴う一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターからの助成金を見込むものです。

第21款第1項町債、1目総務債4,130万円の減額は、歳出のほうで説明があるかと思いますが、庁舎大規模改修事業で工事請負費の減額を今回の補正予算で提出させていただいているところでございますが、減額見合い分を減額するものです。2目農林水産債720万円の増額は、事業費の増によるものです。3目土木債2,650万円の増額につきましては、内示額の確定によるものです。6目臨時財政対策債81万2,000円の増額につきましては、額の確定によるものです。

以上で、歳入の説明を終わりにさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、3の歳出について御説明いたします。16、17ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費3,911万6,000円の増額は、12節委託料で、文書管理システム及び庶務事務システム導入によるものでございます。2目財産管理費、14節工事請負費5,504万4,000円の減額、17節備品購入費5,504万4,000円の増額、こちらは庁舎大規模改修の備品、机、椅子等を工事と別発注とするために予算を組み替えるものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 続きまして、10目情報管理費、12節委託料66万円、13節使用料及び賃借料28万6,000円の増額は、公会計システムに電子決裁を導入するための経費を計上するものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 続きまして、11目デジタル推進費でございます。

補正額1,597万8,000円の増につきましては、上三川町DX推進計画における重点取組み事項

に沿って住民の利便性向上及び業務効率化に資する経費を計上いたしました。今回は三つの重点取り組み事項に係る補正予算を計上しておりますので、重点取り組み事項ごとに御説明させていただきます。

まず一つ目は、フロントヤード改革の推進でございまして、いわゆる書かない窓口を実現するための経費といたしまして、10節事業費の消耗品費26万4,000円、12節委託料の事務機器保守46万2,000円、搬入現場調整309万3,000円、13節使用料及び賃借料528万円のうち506万6,000円、17節備品購入費522万9,000円のうち508万5,000円を計上いたしました。

二つ目でございますが、AI・RPAの利用推進ということでございまして、AI文字起こしツールの導入経費を計上させていただきました。13節使用料及び賃借料52万8,000円のうち21万4,000円と17節備品購入費522万9,000円のうち14万4,000円を計上したものでございます。

最後に、三つ目としまして、デジタル原則に基づく条例等の点検、見直しでございまして、業務支援経費として12節委託料の各種業務支援165万円を計上いたしました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 続きまして、12目施設管理費9,980万6,000円の増額につきましては、24節積立金の増額で、生涯学習センター整備基金の残金を公共施設等総合管理基金及び利子に積み立てることによる増額をするものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 第3項戸籍住民基本台帳費、2目住民情報管理費、12節委託料246万8,000円の増額は、住民基本台帳ネットワークシステムの機器の更新に当たり、法改正等に伴う業務アプリケーションの機能拡大等に伴う費用の増額でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について御説明いたします。3,239万4,000円の増額補正につきましては、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策等における物価高への支援として、令和6年度に新たに住民税非課税世帯となった世帯等に対する給付金において対象世帯数が当初より上回る見込みのため、補正するものです。10節需用費の2万7,000円の増額補正は返信用封筒印刷に係る費用を、また、11節役務費の11万7,000円の増額補正は郵送料及び振込手数料でございます。18節負担金、補助及び交付金の3,225万円の増額補正は、1世帯に対する給付額10万円を300世帯分、子供加算分5万円を45人分計上したものです。

次に、2目障害者福祉費、22節償還金、利子及び割引料550万9,000円の増額補正は、令和5年度の障害者自立支援給付費等の額の確定に伴う国県への返還金でございます。

次に、18、19ページをお開き願います。5目老人福祉費、27節繰出金56万円の増額補正は、

後期高齢者医療特別会計の人間ドック助成金増額補正に伴う一般会計からの繰出金の補正でございます。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 続きまして、第2項児童福祉費について御説明させていただきます。

1目児童福祉総務費、10節需用費の36万7,000円、11節役務費の63万9,000円、12節委託料のうちシステム更新改修の308万円及び19節扶助費の1億6,660万円、合計1億7,068万6,000円の増額補正につきましては、10月から改正される児童手当制度に要する費用になります。児童手当制度の改正内容といたしましては、支給対象児童の年齢の上限が高校生年代にまで延長され、また、第3子以降への支給額の増額などが主なものとなっております。

12節委託料に戻っていただきまして、計画策定121万円の増額補正に関しましては、昨年度から2カ年で策定を進めております第3期上三川町子ども・子育て支援事業計画を変更し、子供に関する施策を一体的に策定する子ども計画として位置づけるため、必要な費用を増額するものです。子ども計画とする理由といたしましては、本町が勘案すべき栃木県こども計画の骨子案が7月に県から示されたためです。また、新たな費用が必要となる理由といたしましては、上三川町子ども・子育て支援事業計画では策定する必要がなかったこども・若者計画も含めて策定する必要が出てきたためでございます。

続きまして、22節償還金、利子及び割引料の23万9,000円の増額補正につきましては、令和5年度児童手当交付金の額の確定に伴う負担金の一部を返還するものです。

2目母子福祉費、8節旅費の7万円の増額補正につきましては、家庭相談員の通勤手当不足金の増額、22節償還金、利子及び割引料の7万9,000円の増額補正につきましては、令和5年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の額の確定に伴う補助金の一部を返還するものです。

3目子ども・子育て支援費、22節償還金、利子及び割引料の1,500万4,000円の増額補正は、令和5年度各事業費の額の確定に伴う国及び県の負担金、補助金の一部を返還するものです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、22節償還金、利子及び割引料3,000円の増額補正は、令和5年度健康増進事業費確定に伴い、県補助金の一部を返還するものです。

同じく、2目予防費、10節需用費12万4,000円から18節負担金、補助及び交付金11万8,000円までの増額補正は、新型コロナウイルスワクチンが予防接種法の改正により令和6年度から予防接種法上の定期接種に位置づけられたことに伴い、今年度、町が実施する予防接種に係る費用を計上するものです。10節需用費は予診票印刷に係る費用となります。12節委託料及び18節負担金、補助及び交付金は、個別接種に係る費用を計上するものです。22節償還金、利子及び割引料744万9,000円の増額補正は、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種事業における国庫負担金、補助金の事業費確定に伴う返還金の増額補正でございます。

3目健康増進事業費、22節償還金、利子及び割引料8万8,000円の増額補正は、令和5年度の自殺対策強化交付金事業費確定に伴う県補助金の返還金でございます。

6目ががん・結核等対策費、22節償還金、利子及び割引料2万6,000円の増額補正は、令和5年

度のがん検診総合支援費確定に伴う国補助金の返還金でございます。

第4款衛生費に伴う説明は以上です。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ページ変わりました、20ページ、21ページをお開き願います。

第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費3,000円の増につきましては、22節償還金、利子及び割引料で、令和5年度の多面的機能支払交付金の実績報告に伴い、交付金の返還が生じたため、補正するものでございます。

次に、5目農地費987万2,000円の増につきましては、12節委託料183万7,000円の増は、ほ場再整備事業におきまして整備区域の変更が生じたため、地形図作成等調査費を増額するものでございます。また、18節負担金、補助及び交付金803万5,000円の増につきましては、県営で進めております赤沢川の農村地域防災減災事業において、国庫補助金の追加配分がありまして事業を前倒しして実施することとなったため、県への負担金を増額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 続きまして、第8款土木費の説明をさせていただきます。

第2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料350万円の増額補正につきましては、道路維持管理業務委託におきまして修繕や除草が必要な箇所増加に伴い増額するものです。また、14節工事請負費2,000万円の増額補正につきましては、西汗地内の町道1-21号線におきまして、舗装の傷みが激しい箇所の修繕に必要な工事費を増額するものです。

次に、3目道路新設改良費、14節工事請負費5,790万円の増額補正につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定額確定に伴い増額するものです。この増額予算によりまして、坂上地内の町道1-16号線の道路整備事業におきまして、緊急性が高い五差路交差点の改良工事を実施する予定です。

次に、4目橋梁維持費、14節工事請負費800万円の減額補正につきましては、国土交通省道路局所管補助金の交付決定額確定に伴い減額するものです。

土木費の説明は以上です。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 続きまして、第5項住宅費、1目住宅管理費177万3,000円の増額につきましては、12節委託料の増額で、ブロック塀の実態調査に関わる業務委託及び民間住宅耐震診断士派遣事業の追加による増額をするものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 続きまして、第9款第1項消防費、5目災害対策費、18節負担金、補助及び交付金35万円の増額は、自主防災組織活動事業の申請が当初予定より増加したことによるものでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 続きまして、第10款教育費、第4項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、放課後子ども教室、地域未来塾に対する県費補助金である学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金が当初の見込みより増額することになったため、205万2,000円を一般財源より国県支出金に組み替えるものでございます。

続きまして、2目生涯学習センター費、補正額373万8,000円の増額は、8節旅費で、会計年度任用職員の通勤手当に不足が生じることから12万4,000円を増額し、14節工事請負費において、既存の上三川町役場いきいきプラザ案内標識5カ所に新たにORIGAMIプラザの表記を加える工事を実施するため、361万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、22ページ、23ページを御覧ください。

5目文化財保護費、補正額343万2,000円の増額は、10節需用費で国登録有形文化財生沼家住宅店舗及び母屋において、2階の床の高さで建物を巡る横架材であるはりの一種である胴差が北壁部分で劣化していることが目視で確認されていたことから、本年度当初予算で修繕に関わる費用を計上したところでございますが、詳細な確認を行ったところ、雨水の浸入によって広範囲で劣化が認められたことから、修繕部分の拡大、また、当該部分に雨水の浸入を防ぐ措置等を追加で実施する必要から増額するものでございます。

続きまして、第5項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額71万3,000円の増額は、いずれも中学校の休日の部活動地域移行に向けた実証事業が補助事業として採択されたことに伴い、実証事業実施に必要な経費を計上するもので、7節報償費61万円の増額は指導者謝礼として、10節需用費8万円の増額は活動実施に必要な消耗品代を、11節役務費2万3,000円の増額は指導者の保険料として計上するものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 それでは、ページのほうをお戻りいただきまして、6ページでございませう。6ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正、追加でございませう。第2款総務費、第1項総務管理費で、内部事務システム導入業務3,911万6,000円につきましては、令和6年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許するものでございませう。

次に、第3表債務負担行為補正、追加でございませう。アナログ規制見直し・点検支援業務委託において、期間を令和7年度まで、限度額を220万円に設定するものでございませう。

次に、第4表地方債補正、変更でございませう。表に記載のとおり、1の庁舎大規模改修から最下段の臨時財政対策債までにつきましては、先ほど歳入で説明させていただいたように、補正前の限度額を補正後の限度額にそれぞれ変更するものでございませう。

以上をもちまして、「令和6年度上三川町一般会計補正予算（第3号）」の説明を終わりにさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 説明途中ですが、ここで15分間の休憩を行います。

午前11時00分 休憩

午前11時14分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復しまして会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 それでは、議案第57号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。2の歳入から御説明いたします。

第7款第1項繰入金、2目基金繰入金2,180万5,000円の減額は、前年度繰越金の増額により財源が確保されたため、減額するものです。

第8款第1項1目繰越金8,519万6,000円の増額につきましては、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、次の14、15ページをお開き願います。3の歳出について御説明いたします。

第9款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、5目保険給付費等交付金返還金6,070万3,000円は、前年度の保険給付費等交付金の額の確定による返還金でございます。第2項繰出金、1目一般会計繰出金268万8,000円の増額は、前年度の事業費確定に伴う一般会計の返還金でございます。

以上で、議案第57号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 続きまして、議案第58号「令和6年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページをお開き願います。2の歳入から御説明いたします。

第4款第1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金の5万7,000円の増額補正につきましては、令和5年度事業確定に伴う地域支援事業費の追加交付分を計上するものでございます。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、1目利子及び配当金の6,000円の増額補正につきましては、介護給付費準備基金の積立てに伴う利子によるものでございます。

第8款第1項1目繰越金の2億5,345万5,000円の増額補正につきましては、令和5年度決算に伴う繰越額の確定によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。3の歳出について御説明いたします。

第4款第1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金の1億400万8,000円の増額補正につきましては、令和5年度事業費確定に伴う精算額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、2目償還金の9,654万4,000円の増額補正に

つきましては、令和5年度の事業費確定に伴い、介護給付費負担金で9,222万7,000円を、地域支援事業費負担金で382万6,000円を、低所得者保険料軽減負担金で49万1,000円を国県社会保険診療報酬支払基金へ返還するものでございます。

同じく、第5款第2項繰出金、1目一般会計繰出金の5,283万5,000円の増額補正につきましては、令和5年度の事業費確定に伴う一般会計への返還金でございます。

次の第6款第1項1目予備費の13万1,000円の増額補正につきましては、令和5年度の事業費確定に伴う予備費の増額でございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 続きまして、議案第59号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして御説明いたします。

補正予算書の12、13ページをお開き願います。2の歳入から御説明いたします。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金56万円の増額は、歳出でも御説明いたしますが、人間ドック費用助成の増額に伴い、一般会計からの事務費を繰入れするものでございます。

第5款第1項繰越金、1目前年度繰越金117万7,000円の増額につきましては、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

14、15ページをお開き願います。3の歳出について御説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金、補助及び交付金56万円の増額は、人間ドック受診者の増加が見込まれることに伴い、増額するものでございます。

第3款諸支出金、第2項繰出金、1目一般会計繰出金146万円は、前年度の事業費確定に伴う一般会計の返還金でございます。

第4款第1項1目予備費28万3,000円の減額は、歳入歳出補正の端数を調整するものでございます。

以上で、議案第59号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 続きまして、議案第60号「令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」について御説明します。

補正予算書の4ページをお開きください。継続費に関する調書です。

収益的支出、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、下水道事業経営戦略改定等業務としまして、期間は令和6年度から令和7年度まで、総額を550万円、年割り額を記載のとおりと定めるものです。

なお、既定の収入及び支出額に変更はございません。

以上で、議案第60号「令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算（第1号）」について説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

議案第56号「令和6年度上三川町一般会計補正予算(第3号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号「令和6年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号「令和6年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号「令和6年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号「令和6年度上三川町下水道事業会計補正予算(第1号)」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【稲川 洋君】 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長【稲川 洋君】 日程第21、議案第61号「令和5年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第27、議案第67号「令和5年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今上程になりました議案第61号から議案第67号までの決算の認定関係につきまして、各会計決算の概要について一括して御説明いたします。

別冊でお配りしました「令和5年度上三川町一般会計・特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計決算の概要と主要施策の説明書」を御覧いただきたいと思います。

2ページをお開きください。一般会計につきましては、当初予算額120億3,400万円、継続費及び繰越事業費18億8,701万5,000円を計上し、その後、総額4億549万円の増額補正を行い、最終予算総額は143億2,650万5,000円となりました。歳入決算額は143億4,803万4,575円、前年度と比較して16億3,076万493円、12.8%の増となりました。また、歳出決算額は134億7,069万3,573円、前年度と比較して18億6,649万7,239円、16.1%の増となりました。この結果、形式的な収支差引額は8億7,734万1,002円となりました。実質収支は7億1,260万7,350円の黒字となり、これを次年度に繰り越すこととなります。

次に、歳入について、構成比は、町税45.0%、国庫支出金17.5%、繰越金7.8%、町債6.5%の順になっています。財源別では、収入調達の分類で自主財源83億1,285万1,000円、構成比57.9%、依存財源60億3,518万4,000円、構成比42.1%、使途の分類で、一般財源99億432万2,000円、構成比69.0%、特定財源44億4,371万3,000円、構成比31.0%となりました。

続いて、歳出について、構成比は、民生費33.9%、教育費20.4%、土木費9.9%、総務費9.1%の順になっています。また、性質別構成比では、扶助費20.8%、普通建設事業費18.5%、補助費等18.2%、物件費14.0%の順になっています。義務的経費、任意的経費の区分では、義務的経費53億4,832万4,000円、構成比39.7%、任意的経費81億2,237万円、構成比60.3%となりました。また、消費的経費・投資的経費・その他の経費の区分では、消費的経費88億6,771万7,000円、構成比65.8%、投資的経費24億9,439万4,000円、構成比18.5%、その他の経費21億858万3,000円、構成比15.7%となりました。

なお、町債の令和5年度末現在高は60億8,064万9,074円です。

以上が一般会計決算の概要であり、主な事務事業の概要と成果については5ページ、6ページに目を通していただきたいと思えます。

次に、特別会計等について、会計別に順を追って御説明いたします。7ページをお開きください。

まず、国民健康保険事業特別会計決算は、歳入29億7,952万9,215円、前年度対比5,956万7,375円、2.0%の増、歳出28億5,680万665円、前年度対比2,217万1,710円、0.8%の減、差引き1億2,272万8,550円を次年度に繰り越すこととなりました。

次に、介護保険事業特別会計決算は、歳入25億1,009万3,978円、前年度対比1億169万8,812円、4.2%の増、歳出22億5,307万7,269円、前年度対比6,264万6,832円、2.9%の増で、差引き2億5,701万6,709円を次年度に繰り越すこととなりました。

次に、後期高齢者医療特別会計決算は、歳入3億2,638万5,469円、前年度対比1,764万3,559円、5.7%の増、歳出3億2,214万2,203円、前年度対比1,702万6,161円、5.6%の増で、差引き424万3,266円を次年度に繰り越すこととなりました。

次に、農業集落排水事業特別会計決算は、歳入3億1,457万9,226円、前年度対比1,911万2,402円、5.7%の減、歳出3億1,037万136円、前年度対比765万8,226

円、2.4%の減で、差引き420万9,090円を次年度に繰り越すことになりました。

次に、水道事業について、給水戸数1万1,880戸、給水人口2万8,879人、給水区域内普及率が93.4%となり、前年度と同率となりました。

収益的収入及び支出の決算は、収入総額6億1,572万998円、支出総額5億4,195万5,937円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算は、収入総額1,285万円、支出総額3億1,545万4,385円となりました。

最後に、下水道事業について、接続戸数9,346戸、接続人口2万2,313人、接続率は88.6%となり、前年度より0.6ポイント減少しました。

収益的収入及び支出の決算は、収入総額8億6,706万9,050円、支出総額8億3,451万7,883円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算は、収入総額6億2,559万812円、支出総額6億8,869万9,709円となりました。

以上で、令和5年度における各会計決算の概要と、主要施策の成果について説明を終わります。

なお、決算書の内容につきましては、会計管理者及び上下水道課長より説明させていただきます。

○議長【稲川 洋君】 会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時より行いますので、よろしくお願いします。

午前11時35分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 続きまして、会計管理者及び上下水道課長の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者【日野妙子君】 それでは、令和5年度決算書を御用意ください。

先ほど町長より決算の概要と主要施策について説明がございましたので、重複しないよう、主なものについて御説明いたします。

一般会計の歳入から御説明いたします。13、14ページをお開きください。

第1款町税、右側14ページ一番上の段、左から2列目、収入済額は64億5,086万658円でございます。

前年度と比較いたしまして7,326万1,082円の増となりました。これは主に個人所得の増などにより個人町民税が増加したためでございます。その右側、不納欠損額は1,726万3,969円で、内訳は、町民税の個人が86人、法人が4社、固定資産税が67人、都市計画税が20人、軽自動車税が44人、実人数では192人分を不納欠損いたしました。次に、その右側、収入未済額は1億2,791万6,759円で、内訳は、町民税の個人が1,046人、法人が27社、固定資産税が708人、都市計画税が221人、軽自動車税が284人、実人数では1,434人分でございます。

町税全体の調定額に対する徴収率につきましては、備考欄にありますように97.8%で、前年度と比較しまして0.2ポイントの増でございます。

続きまして、17、18ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、1目民生費負担金、1節児童福祉費負担金は保育料で、右側18ページ一番下、左から2列目、収入済額は5,347万4,320円、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入済額の右側、不納欠損額は65万4,000円で、過年度1人分でございます。次に、その右側、収入未済額は103万6,240円で、現年度4人分、過年度9人分でございます。

続きまして、19、20ページをお開きください。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、5目土木使用料、3節住宅使用料は、町営住宅及びこれに附帯する駐車場の使用料でございます。右側20ページ下から7段目、左から2列目、収入済額は2,278万3,360円、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入済額の二つ右、収入未済額は336万3,080円で、11世帯分でございます。

続きまして、35、36ページをお開きください。

第20款諸収入、第3項貸付金元利収入、2目住宅新築資金等貸付金元利収入、1節滞納繰越分でございます。右側36ページ上から2段目、左から2列目、収入済額は12万円、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入済額の二つ右、収入未済額は2,904万3,046円、内訳は住宅新築資金5人分、住宅改修資金1人分、宅地取得資金5人分で、貸付実人数は6人分でございます。

次の37、38ページをお開きください。

一番下の段を御覧ください。一般会計歳入合計でございます。右側38ページ一番左の列、調定額の合計は145億2,731万1,669円、その右、収入済額の合計は143億4,803万4,575円で、調定額に対する収入率は98.8%でございます。

続きまして、一般会計歳出について御説明いたします。歳出につきましては、この後予定されております決算特別委員会で各所管課より説明がございますので、私からは予備費充当の主なものを申し上げます。

それではまず、63、64ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、12節委託料、次の65、66ページをお開きください。右側66ページ、一番右、備考欄の一番上の段の下の部分になりますが、95万7,000円は、障がい者基本計画策定業務の委託費の増額に伴い、充当したものでございます。

続きまして、93、94ページをお開きください。

第6款農林水産業費、第1項農業費、6目改善センター費、5節原材料費、右側94ページ、備考欄の上から6段目、117万7,000円は、落雷により改善センターの高圧開閉器が破損し、交換が必要となったために充当したものでございます。

続きまして、133、134ページを御覧ください。

一番下の段、一般会計歳出合計でございます。左側133ページ右から3列目、予算現額の合計は143億2,650万5,000円でございます。右側134ページ一番左の列、支出済額の合計は134億7,069万3,573円で、予算現額に対する執行率は94.0%でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。143、144ページをお開きください。

歳入でございます。第1款保険税、右側144ページ一番上の段、左から2列目、収入済額は5億5,780万9,956円。その右、不納欠損額は669万3,536円で、51人分でございます。その右、収入未済額は1億3,156万8,815円で、695人分でございます。保険料の調定額に対する収入率は80.0%、前年度と比較いたしまして1.9ポイントの増でございます。

149、150ページをお開きください。

一番下の段を御覧ください。歳入合計でございます。右側150ページ一番左の列、調定額の合計は31億1,779万1,566円、その右、収入済額の合計は29億7,952万9,215円で、調定額に対する収入率は95.5%でございます。

続きまして、163、164ページをお開きください。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございます。左側163ページ右から3列目、予算現額の合計は28億9,164万1,000円、右側164ページ、一番左の列、支出済額の合計は28億5,680万665円で、予算現額に対する執行率は98.8%でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計について御説明いたします。173、174ページをお開きください。

歳入でございます。第1款保険料、右側174ページ一番上の段、左から2列目、収入済額は5億8,803万616円、その右、不納欠損額は177万4,700円で、35人分でございます。その右、収入未済額は673万4,180円で、118人分でございます。調定額に対する徴収率は98.5%で、前年度と比較いたしまして0.1ポイントの増となりました。

179、180ページを御覧ください。

歳入合計でございます。右側180ページ一番下の段、一番左の列、調定額の合計は25億1,860万2,858円、その右、収入済額の合計は25億1,009万3,978円で、調定額に対する収入率は99.6%でございます。

193、194ページをお開きください。

一番左の段を御覧ください。歳出合計でございます。左側193ページ右から3列目、予算現額の合計は26億2,429万5,000円、右側194ページ、一番左の列、支出済額の合計は22億5,307万7,269円で、予算現額に対する執行率は85.9%でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。203、204ページをお開きください。

歳入でございます。第1款保険料、右側204ページ一番上の段、左から2列目、収入済額は2億5,441万1,900円。その右、不納欠損額は20万2,800円で、8人分でございます。その右、収入未済額は101万4,023円で、29人分でございます。保険料の調定額に対する収入率は99.5%で、前年度と比較いたしまして0.3ポイントの増となりました。

205、206ページをお開きください。

歳入の合計でございます。右側206ページ一番下の段、一番左の列、調定額の合計は3

億2,760万2,292円。その右、収入済額の合計は3億2,638万5,469円で、調定額に対する収入率は99.6%でございます。

続きまして、209、210ページをお開きください。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございます。左側209ページ右から3列目、予算現額の合計は3億2,485万4,000円、右側210ページ、一番左の列、支出済額の合計は3億2,214万2,203円で、予算現額に対する執行率は99.2%でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計について御説明いたします。219、220ページをお開きください。

歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金、1目農業集落排水事業分担金、1節農業集落排水事業分担金、右側220ページ上から4段目、左から2列目、収入済額は349万7,400円で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入済額の二つ右、収入未済額は91万9,800円で、31人分でございます。

続きまして、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目農業集落排水使用料、1節農業集落排水使用料、右側220ページ上から8段目、左から2列目、収入済額は5,756万7,760円で、内訳は備考欄記載のとおりでございます。収入済額の二つ右、収入未済額は19万8,036円で、51人分でございます。

一番下の段を御覧ください。歳入合計でございます。右側220ページ、一番左の列、調定額は3億1,569万7,062円、その右、収入済額の合計は3億1,457万9,226円で、調定額に対する収入率は99.6%でございます。

続きまして、223、224ページをお開きください。

一番下の段を御覧ください。歳出合計でございます。左側223ページ右から3列目、予算現額の合計は3億1,422万9,000円、右側224ページ、一番左の列、支出済額の合計は3億1,037万136円で、予算現額に対する執行率は98.8%でございます。

次に、227、228ページをお開きください。

一般会計、特別会計実質収支に関する調書でございます。実質収支の各会計総合計額は、228ページの右下にありますように11億80万4,965円で、一般会計及び特別会計は黒字決算となりました。

各会計の収支につきましては、町長からの説明にありましたので、省略させていただきます。

次に、231、232ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。1、公有財産から234ページの2の物品につきましては、決算年度中に増減のあったものにつきまして主なものを御説明いたします。

231ページにお戻りください。

(1) 土地及び建物について御説明いたします。一番下の段、総合計欄を御覧ください。左から2列目、土地の2,330平方メートルの増は、町道3-123号線の道路拡幅に伴い、上三川インター南産業団地の南側に調整池を整備したものでございます。右側232ページ一番下の段、総合計欄、右から2列目、建物の延べ面積3,263.96平方メートルの増は、図書館南館を適応指導教室へ変更した

ことにより、その他の施設が296.46平方メートル減となり、学校が同面積増となりました。更に、ORIGAMIプラザと屋根付広場の新設により、その他の施設が全体で2,967.5平方メートル増となったことによるものでございます。

続きまして、次の233、234ページをお開きください。

左側233ページ、(3)出資による権利について御説明いたします。表の下から2段目、公益信託上三川町ふるさと人材育成奨学基金につきましては281万3,400円の減でございます。こちらは、主に学資給付によるもので、支給件数は12件でございました。決算年度末の現在高の合計は9,522万3,416円となりました。

右側234ページ、(5)無体財産権について御説明いたします。著作権、商標権とも「ORIGAMIのまちかみのかわロゴマーク」の登録により1増となり、決算年度末現在高の合計は、著作権が4件、商標権が3件となりました。

続きまして、2の物品でございますが、詳細につきましては、表のとおりでございますので、省略させていただきます。

続きまして、235、236ページをお開きください。

左側235ページ、3の債権でございます。住宅新築資金貸付金等は返済による9万800円の減で、決算年度末現在高は2,427万8,400円となりました。

続きまして、4の基金でございます。財政調整基金から237ページ一番下の森林環境譲与税基金までの14基金全体の決算年度末の現在高は64億6,599万9,606円でございます。

個別の基金につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、239、240ページをお開きください。

印紙等購買基金運用状況調書でございます。印紙、証紙につきましては、旅券事務執行等に伴う印紙、証紙の購入及び売りさばきでございます。決算年度末現在高はここに記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、一般会計、特別会計決算書の主な内容について説明を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】 続きまして、「令和5年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、御説明します。

243、244ページをお開きください。

決算報告書(1)収益的収入及び支出の収入です。第1款水道事業収益は、決算額6億1,572万998円で、対前年度比0.7%の増です。第1項営業収益4億8,144万2,839円は、主に水道料金と加入金です。第2項営業外収益1億3,427万8,159円は、主に長期前受金戻入と他会計補助金です。

次に、支出です。第1款水道事業費用、決算額は5億4,195万5,937円で、対前年度比5.4%の減です。第1項営業費用5億62万7,855円は、主に経常経費と減価償却費です。第2項営業外費用4,132万8,082円は、企業債支払利息等です。

次に、245、246ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出の収入です。第1款水道事業収入は、決算額1,285万円で、対前年度比47.5%の減です。収入の内訳ですが、第3項負担金1,285万円は、消火栓設置及び県事業に伴う水道管移設等に係る負担金です。

次に、支出です。第1款水道事業支出は、決算額3億1,545万4,385円で、対前年度比52.4%の減です。第1項建設改良費1億7,576万1,311円は、配水管布設等の工事請負費です。第2項企業債償還金1億3,969万3,074円は、企業債の元金償還金です。

なお、245ページの下段に表示しておりますが、決算額において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億260万4,385円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金をもって補填したものでございます。

また、246ページの下段に表示しております建設改良費の翌年度繰越額7,177万5,000円の財源は、過年度分の損益勘定留保資金をもって充てることとしたものです。

続きまして、247ページをお開きください。

令和5年度水道事業損益計算書について御説明いたします。この計算書は、水道事業の1年間の収益と費用の状態を明らかにしたものを税抜で表したものです。

まず、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、一番右の列の中段になりますが、4,770万3,318円のマイナスでありました。

次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた営業外収支は、一番右の列の下から2段目にありますように1億863万7,687円でありました。営業利益と営業外収支を足しました経常利益は、最下欄にありますように6,093万4,369円となりました。

次のページ、248ページに移りまして、当年度純利益は、一番右の列の上から2段目にありますように、経常利益と同額の6,093万4,369円で、対前年度比216.3%の増となりました。また、下から2段目にありますように、その他未処分利益剰余金が1億3,969万3,074円で、こちらは起債償還に当たり減債積立金を取り崩した額です。

最後に、最下段の当年度未処分利益剰余金は、純利益とその他未処分利益剰余金を足しました2億62万7,443円です。

続きまして、251ページをお開き願います。

令和5年度上三川町水道事業剰余金処分計算書(案)です。先ほど損益計算書で説明しました当年度未処分利益剰余金の2億62万7,443円のうち、純利益分の6,093万4,369円を建設改良積立金の積立てとして、その他未処分利益剰余金の1億3,969万3,074円を資本金へ繰入れとして処分するものでございます。

なお、この決算に関する報告書としまして、249ページの剰余金計算書、252ページからのキャッシュフロー計算書、貸借対照表、決算附属書類等を添付しておりますので、御確認ください。

以上で、「令和5年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の説明を終わります。

続きまして、「令和5年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」、御説明します。

281、282ページをお開きください。

決算報告書（1）収益的収入及び支出の収入です。第1款下水道事業収益は決算額8億6,706万9,050円で、対前年度比7.1%の増です。第1項営業収益3億976万6,850円は、主に下水道使用料及び雨水処理負担金です。第2項営業外収益5億5,729万8,570円は、主に長期前受金戻入、一般会計補助金です。

次に、支出です。第1款下水道事業費用、決算額は8億3,451万7,883円で、対前年度比5.4%の増です。第1項営業費用7億5,028万7,412円は、主に経常経費と減価償却費です。第2項営業外費用8,432万471円は企業債の支払い利息等です。

次に、283、284ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出の収入です。第1款下水道事業収入は決算額6億2,559万812円で、対前年度比10.3%の減です。第1項企業債1億6,770万円は建設改良費に係る借入金です。第2項出資金1,182万5,000円は一般会計からの出資金です。第3項他会計補助金3億1,327万3,000円は一般会計からの補助金です。第5項国庫補助金1億1,612万5,000円は、建設改良費に係る社会資本整備総合交付金を受け入れたものです。第6項負担金1,666万7,812円は、受益者負担金及び県事業に伴う下水道管移設等に係る補償金です。

次に、支出です。第1款下水道事業支出は決算額6億8,869万9,709円で、対前年度比7.8%の減です。第1項建設改良費3億2,477万5,572円は、雨水整備や下水管敷設等の工事請負費です。第2項企業債償還金3億6,392万4,137円は企業債の元金償還金分です。

なお、283ページの下段に表示しております決算額において、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,310万8,897円は、当年度分損益勘定留保資金をもって補填しています。

続いて、285ページをお開きください。

令和5年度損益計算書について説明します。この計算書は、下水道事業の1年間の収益と費用の状態を税抜で表したものです。

初めに、1、営業収益より2、営業費用を差し引いた営業利益は、一番右の列の中段になりますが、4億4,271万3,366円のマイナスになっております。一方、3、営業外収益から次の286ページ、4、営業外費用を差し引いた営業外収支は、一番右の列の最上段にありますように、4億7,587万2,183円のプラスになっています。営業利益と営業外利益を合計しました経常利益は、一番右の列の上から2段目にありますように3,315万8,817円のプラスとなっています。当年度純利益は、5、特別利益における過年度分損益修正益3,300円を合わせまして、一番右の列の下から3段目にありますとおり3,316万2,117円と、対前年度比95.5%の増となりました。

続いて、289ページをお開きください。令和5年度上三川町下水道事業剰余金処分計算書（案）です。先ほどの損益計算書で説明しました当年度末処分利益剰余金の3,316万2,117円を減債積立金へ積立てしまして処分するものでございます。

なお、決算に関する報告書といたしまして、287ページに剰余金計算書、290ページから順にキャッシュフロー計算書、貸借対照表、決算附属書類等を添付しておりますので、御確認ください。

以上で、「令和5年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」の説明を終わ

ります。

○議長【稲川 洋君】 提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査意見を求めます。
館野代表監査委員。

(代表監査委員 館野治信君 登壇)

○代表監査委員【館野治信君】 お手元に配付されております資料「令和5年度上三川町一般会計・特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、下水道事業会計決算並びに基金運用状況等の審査意見書」について御報告申し上げます。

朗読を省きまして主な内容についての御説明といたしますので、御了承いただきたいと思えます。

意見書の1ページを御覧ください。「1の審査の対象」から「4の審査の結果」でございますが、審査の対象は、令和5年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算であります。審査は、事前の書類審査の後、8月の19、20日の2日間、田村監査委員とともに各課ヒアリングを行いました。

審査の方法であります。決算関係諸帳簿のほか、内容確認のため、関係職員に対するヒアリングと、令和5年度及び令和6年度の例月現金出納検査、並びに令和5年度の定例監査の結果も参考にいたしました。

審査の結果につきましては、一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の決算書、帳簿類を照合したところ正確であり、それぞれの目的に従って執行され、内容も適正であると認められました。

また、財産に関する調書は、計数は正確であり、その管理状況は適正に行われているものと認められました。

本町の財政全般を見た場合、財政指標はやや後退しているものの、おおむねよい値を示しております。

また、起債残高についても企業会計分を含む町全体の残高は減少してきております。依然として物価高騰などの影響を受け、町税、あるいは各種徴収金の大幅な増収は見込めないことが予想されるため、適正な財政運営のためにも、歳入を中期的に予測し、計画的な財源確保策を講じるとともに、事業実施による課題を明確にし、既存の施策、事業の再構築や最適化などに取り組むことにより経常収支比率の実質的な改善を図っていただきたいと思えます。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療においては、事業の健全な運営のため、関係機関と連携・協力し、引き続き給付費の抑制のため、取組みを進めていただきたいというふうに思えます。更に、利用者負担の公平性の観点から、保険料滞納の抑制のため、早期対応、計画的な徴収など、徴収業務についての努力をお願いしたいと思えます。

会計全般として、一般会計及び特別会計の不用額は9億5,647万8,502円で、前年度比11.9%の減となり、不用額の削減について努力は認められましたが、一部の会計又は科目において多額の不用額が生じている状況も見受けられました。引き続き予算に対する全般的な姿勢を見直すなど、不用額抑制の対策を講じることが求めます。また、予算編成時に支出額をよりの確に検証した予算措置を行い、予算の有効活用を図っていただきたいと思えます。

2ページを御覧ください。5の決算の概要について御説明します。

(1) の総括であります。決算額は一般会計と特別会計を合わせ、歳入総額204億7,862万2,463円、歳出総額で192億1,308万3,846円となっております。一般会計は翌年度へ繰り越すべき財源1億6,473万3,652円を差し引いた実質収支額は7億1,260万7,350円、特別会計は、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、実質収支額は3億8,819万7,615円となっております。いずれも黒字決算を計上しております。

3ページをお願いします。(2)の一般会計について御説明します。

「アの歳入について」でございますが、総額143億4,803万4,575円で、前年度と比較すると16億3,076万493円の増となっております。歳入に占める自主財源は83億1,285万1,000円、構成比で57.9%、うち町税は64億5,086万1,000円で、徴収率は97.8%、前年度と比較すると0.2ポイント上昇しております。町税は歳入の根幹をなす重要なものであり、また負担公平の観点からも、引き続き徴収率の向上のため努力をお願いいたします。

歳入全体としては、他団体に比べ自主財源比率は高いほうではあるものの、本町の財政事情として、法人町民税の変動に伴い、各年度の増減の差が大きく、歳入状況は不安定であること、また、雇用、所得環境が緩やかに改善しつつあり、個人所得は着実な増加が続くと見込まれますが、依然として物価高騰などの影響を受け、町税、各種徴収金の大幅な増収は見込めないと予想されることから、今後とも中長期的な計画に基づいた財源の確保に努め、財政運営の安定化策を講じていただきたいと思います。

4ページを御覧ください。「イの歳出について」でございますが、総額は134億7,069万3,573円で、前年度と比較すると18億6,649万7,239円の増となっております。歳出に占める構成比では、民生費33.9%、教育費20.4%、土木費9.9%、総務費9.1%の順となっております。性質別構成比では、扶助費20.8%、普通建設事業費18.5%、補助費等18.2%、物件費14.0%の順となっております。

歳出全般で見ますと、前年度と比較して総じて増加に転じており、特に扶助費は歳出に占める割合も大きいことから、財政への影響が懸念されます。また、公共施設やインフラ施設等の維持、改修などの増加が見込まれることから、中長期的な財政計画の検討をお願いいたします。更に、デジタル技術を駆使した町民の利便性の向上や事務の効率化を積極的に進め、持続的に発展できるまちづくりを進めていただきたいと思います。そのために既存の事務事業の在り方や基準を明確にするなどの整理を行い、引き続き行財政基盤の強化を図っていただきたいと思います。

(3)の特別会計について御説明します。

「アの国民健康保険事業」でございますが、歳入総額29億7,952万9,215円、歳出総額は28億5,680万665円で、歳入歳出差引額は1億2,272万8,550円となっております。歳入の保険税の徴収率は80.0%で、前年度と比較すると1.9ポイント上昇しております。

歳出の保険給付費は20億1,894万7,077円で、前年度比較すると5,098万3,660円の増と、近年増加傾向にございます。

歳入においては、物価高騰の影響により保険料の大幅な増収が見込めないと予想されることや高齢化などにより保険給付費が今後も高額になると見込まれるため、引き続き保険給付費の抑制に努力され、財政運営の安定化を求めるものであります。

6 ページを御覧ください。「イの介護保険事業」でございますが、歳入総額は25億1,009万3,978円、歳出総額は22億5,307万7,269円で、歳入歳出差引額は2億5,701万6,709円となっております。保険料の不納欠損額が大幅に増加しているため、負担公平の観点からも未済額の解消の努力を求めるものであります。

「ウの後期高齢者医療」でございますが、歳入総額は3億2,638万5,469円、歳出総額は3億2,214万2,203円、歳入歳出差引額は424万3,266円となっております。保険料の収入未済額が減少し、徴収率も前年度より向上しているため、引き続き未済額の解消に向けての御努力をお願いいたします。

「エの農業集落排水事業」でございますが、歳入総額は3億1,457万9,226円、歳出総額は3億1,037万136円、歳入歳出差引額は420万9,090円となっております。水質改善、環境改善のため、農業集落排水処理の接続率の低い地区への対策が必要と思われまます。

(4) の水道事業会計について御説明します。

収益的収支では、純利益6,093万4,369円ではありますが、これを上回る投資をしており、今後も施設の老朽化について、計画的かつ継続的な対応を検討され、また、有収水量の向上のため、より一層漏水対策等に努められることを期待いたします。

8 ページをお願いいたします。(5) の下水道事業会計について御説明します。

収益的収支では、純利益3,316万2,117円ではありますが、歳入は一般会計補助金に依存しており、加えて企業債元利償還による支出もあることから、厳しい運営状況にあるものと思われまます。下水道未整備地区の整備を進めるとともに、加入推進等による接続率の向上に努力を求めるものであります。

9 ページを御覧ください。(6) の財産について、主なもののみ御説明します。

まず、「アの公有財産」の「(ア)の土地及び建物」についてでございますが、土地は91万4,349.38平米で、前年度より2,330平米の増、これは町道拡幅に伴う調整池等を整備したことによるものであります。建物は10万6,538.05平米で、前年度より3,263.96平米の増で、ORIGAMIプラザ及び屋根付広場の新築によるものであります。

次に、「エの基金」でございますが、令和5年度末現在、基金として積立てがあるものは14基金で、総額64億6,599万9,606円、前年度と比較すると3億8,061万6,537円の減となっております。

10 ページを御覧ください。(7) の町債の状況について御説明します。

令和5年度末の町債残高は、一般会計60億8,064万9,000円、農業集落排水事業特別会計18億6,815万5,000円、企業債残高は、水道事業会計7億7,559万2,000円、下水道事業会計43億7,016万7,000円となっております。

これら4会計を合計した町債・企業債の合計残高は130億9,456万3,000円で、前年度と比較すると4億2,000万円の減となっております。引き続き、適切な管理をお願いいたします。

11 ページをお願いいたします。(8) の財政指標の状況について御説明します。

「アの財政力指数」は3カ年平均で0.934、前年度より0.014ポイント低下しております。

また、単年度ベースで0.937、前年度より0.005ポイント低下し、前年度に引き続き1.0を

下回り、普通交付税の交付団体となっております。

「イの経常収支比率」は85.1%で、前年度より1.6ポイント上昇しております。

「ウの実質公債比率」は3カ年平均で7.3%、前年度より0.7ポイント低下したものの、早期健全化基準25.0%を大きく下回っております。

「エの将来負担比率」は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、算定されませんでした。

以上、決算審査の概要でございます。決算審査の詳細につきましては、審査意見書を参照していただきたいと存じます。

最後に、物価高騰による景気の悪化は、依然として社会に大きな影響を及ぼしており、町税や各種徴収金の大幅な増収は見込めないと予想されます。

先ほど申し述べましたとおり、財政指標はおおむね良好な数値を示しておりますが、本町の特徴である町税収入額の増減による財政運営の不安定にも注視し、歳入においては中期的計画に基づいた財源確保、歳出においては将来を見据えた安定した財政運営を努められるようお願いいたしまして、審査意見の報告を終わります。

○議長【稲川 洋君】 ここで、会計管理者より訂正の申出がありましたので、これを許します。会計管理者。

○会計管理者【日野妙子君】 先ほど、私のほうから一般会計の決算の説明に当たりまして誤りがございましたので、訂正させていただきます。

93、94ページを御覧ください。

予備費充当の主なものについて御説明した中で、第6款の農林水産業費、第1項農業費、6目改善センター費の15節原材料費と御説明しましたが、段がずれておりまして、その上の14節工事請負費のほうの誤りでした。こちらが117万7,000円の予備費充当については、落雷による改善センターの高圧開閉器が破損し、交換が必要となったために充当した内容となっております。申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 監査委員の審査意見報告が終わりました。これから質疑を行います。

最初に、議案第61号「令和5年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。7番、志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 決算質疑において何度か質問しましたが、決算書の35、36ページ、一番上の第20款第3項2目住宅新築資金等貸付金元利収入ということなんですけれども、調定額に対して、調定額2,916万3,046円、通常ですと予算というのは、これだけ収入未済があるということなので、予算書のほうもこれに近い金額が予算化されてもいいんじゃないかと思うんですけれども、当初予算で17万1,000円ということで、収入済金額が12万円、収入未済額が2,904万3,046円ということなんです。もう50年ぐらいたっているんですよ、これについては。何かこれを見ると、普通だったら調定額以上の金額が当初予算に組まれるんじゃないかと思うんですけれども、徴収意欲があるのかどうか、この辺のところがちよっと疑わしいということで、どういった事情になっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

この度、収入済額は今回12万円ということで、当初予算は17万1,000円ということで見込んでおりましたが、収入未済、現在、調定として6人の方の分がございまして、毎月お支払いをいただいていた分もございまして、そういった中で収入のほうの見込みは17万円ということで、そのぐらいいは入ってくるだろうということで見込んでおりましたが、毎月の収入のほうは、毎月というか、分割でお支払いいただいている方もいらっしゃるの、その金額が結果的には12万円という形でございました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 毎年毎年の決算書を見ると、いつもこんなような数字なんです。それで、貸付けが始まった当初からもう50年がたっていると思うんです。収入未済額が3,000万円近くあるわけですよ。それを取るぞというふうな意気込みが予算額に、当初予算の収入見込額に上がってきていないんですよ。12万円は入ってくるだろう、今年も。だから、17万円ぐらいでいいだろうと。そういうような感覚じゃなくて、3,000万円近い未収入額が50年近く続いているんですから、これからこの収入未済額を改善するというようなことで、当初予算額がもう少し大幅な大きい金額になってもいいんじゃないかと思うんですけども、もう50年経過している。このまま50年たつと100年ですよ。どこかで解決しなくちゃならないでしょう。その辺のところ、どう考えていますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

議員おっしゃるように、こちらの資金のほうは貸付けから結構年数がたっているということで、今後、こういった収入未済分については、今後、予算の時期において適正な、適正といいますか、こちらの収入未済の分も今後どのような形で解決していくか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 納税者として課せられた町税等は、3年、あるいは5年で不納欠損に処分しているわけですよ。財産がある方については、財産を差し押さえてまでも金に換価しているわけですよ。こういったことを考えていますか。

それと、多分もうこれは借り受けた本人から町の徴収の仕方によって時効を訴えられたときに多分時効が成立しちゃうと思うんですよ。その辺のところはどう思っていますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

それぞれの案件について確認いたしまして、どのような形にするか、その辺はちょっと個々の案件でございまして、それぞれの案件について確認して処理していきたいと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終わります。

次に、議案第62号「令和5年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」から議案第67号「令和5年度上三川町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6議案につきましては、一括して質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 質疑なしと認めます。これで議案第62号から議案第67号までの質疑を終わります。

お諮りします。ただ今上程中の議案第61号から議案第67号までにつきましては、議会運営委員長報告のとおり、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

決算特別委員の定数につきましては、各常任委員から3人の計6人及び副議長とし、7人をもって構成したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員の定数は7人と決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 ここで、各常任委員会からの決算特別委員選考のため、暫時休憩いたします。この間に各常任委員会で協議し、3人の委員を選考してください。

午後2時04分 休憩

午後2時10分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して会議を開きます。

○議長【稲川 洋君】 各常任委員会における決算特別委員の選考結果について、これより、委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。4番、田崎幸夫君。

○4番・総務文教常任委員長【田崎幸夫君】 総務文教常任委員会からは、稲見委員、副委員長の松本委員と私、委員長の田崎、3人で行います。

○議長【稲川 洋君】 次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。7番、志鳥勝則君。

○7番・産業厚生常任委員長【志鳥勝則君】 産業厚生常任委員会のほうからは、志鳥委員長、篠塚副委員長、隅内委員ということで3人を選出しました。

○議長【稲川 洋君】 決算特別委員の選任についてお諮りいたします。

総務文教常任委員会から、田崎幸夫君、松本信明君、稲見敏夫君、産業厚生常任委員会から、志鳥勝則君、篠塚啓一君、隅内和男君、以上6人に副議長、小川公威君を加え、7人の委員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名した委員を選任することに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 ここで決算特別委員会の正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。委員に選任された方は応接室にお集まりください。他の議員は着席のままでいてください。

午後2時12分 休憩

午後2時14分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 正副委員長の互選の結果について、代表者より報告を求めます。13番、小川公威君。

○13番【小川公威君】 決算特別委員会ですが、委員長に田崎幸夫委員、副委員長に志鳥勝則委員、以上でやりたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 ただ今報告のとおり、委員長に田崎幸夫君、副委員長に志鳥勝則君と決定しました。

お諮りいたします。会議規則第46条第1項の規定により、常任委員会に付託しました議案第51号から議案第55号までにつきましては9月13日までに、決算特別委員会に付託しました議案第61号から議案第67号までについては9月19日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【稲川 洋君】 異議なしと認めます。したがって、議案第51号から議案第55号までについては9月13日までに、議案第61号から議案第67号までについては9月19日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【稲川 洋君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日、明後日は休会とし、9月9日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後2時16分 散会